

いじめ防止対策に係る事例集(概要)(案)

1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
 - 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、平成30年〇月、「いじめ防止対策に係る事例集」を作成。

2 特徴

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例や、学校現場において教訓となる事例を掲載した(37項目・47事例)。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3 目次

1 いじめの定義・認知

- (1) 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
 - ① 加害・被害の関係性に気づきづらい事案
 - ② 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
 - ③ 双方向の行為がある事案
 - ④ グループ内のトラブル
- (2) 組織的ないじめの認知
- (3) いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2 学校はいじめ防止基本方針

- (1) いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- (2) 学校基本方針の策定・見直しのプロセス(PDCAサイクルに係る取組)
- (3) 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

3 学校いじめ対策組織

- (1) 学校いじめ対策組織の構成・活動
 - ① 学校いじめ対策組織の構成員、活動
 - ② いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
 - ③ 校長の判断により事案の結果が左右された事例
 - ・ リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
 - ・ 誤った判断により、事案が深刻化したもの
 - ④ 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
 - ⑤ いじめの校内研修の実践例
- (2) いじめへの組織的対応
 - ① いじめの情報共有
 - ② いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
 - ③ いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4 いじめの未然防止に係る取組

- (1) 児童生徒が主体となった取組
- (2) 学校における道徳教育
- (3) 弁護士等による出張授業
- (4) インターネット上のいじめに関する啓発
- (5) 学校と保護者(PTA)、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5 いじめの早期発見

- (1) 効果的なアンケート、アセスメントツール
- (2) いじめの通報・相談窓口
- (3) 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- (4) スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- (5) スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6 いじめへの対処

- (1) いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- (2) いじめに係る情報の保護者との共有
- (3) 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ的確な対応の記録方法、情報共有の方法
- (4) 教育委員会としての対応
- (5) 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- (6) 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- (7) インターネット上のいじめへの対応

7 いじめの重大事態

- (1) 重大事態への対応において、誤った対応を行ってしまった事例
 - ① 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
 - ② 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- (2) 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

いじめ防止対策に係る事例集(具体例①)(案)

<いじめとして認知するが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例>

1 事例の概要

(1) いじめの概要

- 小学6年男子Aが、同級生の男子B、C、Dから、下校中に冷やかしの言葉を浴びせられた。また、学校で、BがAの靴のかかとを繰り返し踏もうとした。
- 個人懇談会で、Aの母親が担任に話したことにより発覚した。

(2) 事態の経緯と対応

- 個人懇談会において、担任は「すぐに対応したい」と母親に伝えた。しかし、母親は「本人が『先生に言ってほしくない。自分の力で仲良くなりたい』と強く言っているので、対応はしないでほしい。次、もし何かがあった場合はすぐに先生に言うように約束をしている」とのことであった。
- 懇談後、担任はいじめ対応チーム(学校いじめ対策組織)に報告し、対応について話し合った。すぐ対応した方が良いと判断し、母親に電話連絡をしてその旨を伝えたが、「やっぱり本人の意思を尊重したいので対応はしないでほしい」とのことであった。そこで、「もし今後、何かあればすぐに対応する」という約束をした上で話を終えた。
- 後日、BがAの上靴のかかとを踏もうとしているところを他クラスの担任が発見し、すぐに担任に伝え、そのままBから聞き取りをした。B以外にAに嫌がらせをしている児童は誰かをBに聞くと、C、Dの名前が出たので、Aから事実確認した後、C、Dそれぞれからも聞き取りをした。内容はAやBが話していたことと一致していた。その後4人を集めて事実関係を確認した後、今回の問題点や人間関係の築き方について指導した。
- 4人全ての家に家庭訪問し、指導内容を伝えた。加害側の3人は保護者とともにAの家に行き謝罪している。

(3) 成果

- 担任は、Aの母親から話を聞いてすぐ校内いじめ対応チームに報告し、対応について話し合った。これを受けて、担任以外の教師も注意して見守りを行った結果、いじめの行為を見つけることができた。Aの母親の意向は、「対応はしないでほしい」ということであったが、組織的対応の体制を整えずに児童を注視しているだけでは、事態の深刻化を招く恐れがある。この事案では、母親の意向を尊重しつつ、何かあればすぐに対応するという姿勢で見守りを続けた結果、事態が深刻化する前に指導することができたと言える。

2 文部科学省によるコメント

- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である」とされている。
- 本事例は、被害児童もその保護者も教員が介入して解決に至ることを望んでいない事例であるが、「いじめ」という言葉を使うことなく見守りや指導を行うことで、被害児童や保護者の意向に配慮した生徒指導が可能であることを示している。
- 本事例については、被害児童及びその保護者に寄り添い、その意向を尊重しつつ、事態の深刻化を防ぐため、担任以外の教師も注意して見守りを行い、加害児童への指導につなげていった点が優れた対応であったと評価できる。

いじめ防止対策に係る事例集(具体例②)(案)

<いじめの「ヒヤリ・ハット」事例>

1 事例の概要

(1) 事例の概要

- 6月に、全保護者を対象にした「いじめアンケート」を実施し、管理職が確認したところ、小学校1年生保護者より「以前は受けていたが今はない」という回答があった。また、同アンケートの自由記述欄には「担任の迅速な対応でいじめがなくなり感謝している」との記載もあった。
- 校長がこのことについて担任に確認したところ、「5月に当該保護者から『隣の児童から、何回かつねられたと子供が言っている。』と相談があったため、すぐに両者に聞き取りを行い、加害児童に指導するとともに、加害児童の保護者にも連絡した。その後、つねるという行為は全くなり、現在は仲良くなっている」と答えた。
- 担任が管理職へ報告をしなかったのは、「①いじめではなくいたずらという認識だったこと。②指導後、行為がなくなり仲良くなったこと。③被害児童の保護者から感謝の言葉をもらったことが理由である。」と話した。

(2) 事態の経緯及び対応

- 既にいじめの行為はなくなっており、被害児童の保護者も大きな問題と捉えているわけではないが、「複数回つねられたという事実があり、被害児童が嫌な思いをしていたこと」から、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告した。
- 担任に対し、当該児童の状況を引き続き見守るように指示するとともに、加害児童の家庭の状況等にも目を配っておくように指導した。
- 担任を含め全職員に対し、いじめかどうかの判断は個人で行わず、いじめの疑いがあると察知した場合は、全て管理職に報告することを再度指導した。また、いじめ防止対策推進法による「いじめの定義」を改めて確認させた。

(3) 原因及び課題

- 事案の軽重に関わらず、いじめの疑いがあると察知した場合は、すぐに管理職へ報告するというルールが校内で徹底できていなかったことが本事案の原因である。
- 幸いにも、本事案では、担任の迅速な対応によりいじめはおさまったが、もしも継続したり、重大化したりしていれば、学校の対応の瑕疵を問われることになる。担任の力量に左右されるのではなく、組織としていじめへの適切な対応を行っていくためにも、対応マニュアルを全職員でしっかりと認識し、確実に実施していくことが必要である。

2 文部科学省によるコメント

- 本事案は、担任がいじめの事案に迅速に対応したものの、そのことが組織的に共有されなかった事案である。担任は、管理職へ報告しなかった理由を3点挙げているが、①軽微ないたずらであっても、いじめになり得ることを認識していない、②いじめについては、学校いじめ対策組織(校内いじめ対策委員会)に報告を行う必要があることを認識していない、といった問題点を指摘することができる。
- 校長が、事案を把握した後、校内いじめ対策委員会でいじめと認知し、教育委員会に報告を行ったことについては、担任による個人的対応を、学校全体による組織的対応に位置づけた点で適切な判断であったと考えられる。
- 本事案の発生を契機に、いじめへの対応マニュアルを全職員が確実に実施していくことの必要性が認識されているが、このような「ヒヤリ・ハット」事例から教訓を引き出し、普段のいじめ対応の在り方の改善を図ることは、重要な視点であると考えられる。